

傷病等級早見表(傷病補償年金の等級)

部位	眼	口	神経	胸腹部	上肢	下肢	その他
1級	1) 両眼失明	2) 咀嚼及び言語の機能を廃している	3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要する	4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要する	5) 両上肢をひじ関節以上で失った 6) 両上肢の用を全廃している	7) 両下肢をひざ関節以上で失った 8) 両下肢の用を全廃している	9) 前各号と同程度以上の障害の状態
2級	1) 両眼視力0.02以下		2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要する	3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要する	4) 両上肢を手関節以上で失った	5) 両下肢を足関節以上で失った	6) 前各号と同程度以上の障害の状態
3級	1) 1眼失明し他眼視力0.06以下	2) 咀嚼又は言語の機能を廃している	3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服せない	4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服せない	5) 両手の手指の全部を失った		6) 3号4号のほか、常に労務に服せないその他前各号と同程度以上の障害の状態